

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
トラッククレーン	GE-D380027Z	
	作 成	昭和44年 5月21日
	変 更	令和 4年12月 7日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のラフテレーンクレーン（以下，“クレーン”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS B 0146-2、JIS D 0102及びGLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.2.3

車両総質量

車両総質量とは、車両質量に操縦手1名（80 kg）の総和質量をいう。

1.2.4

付加材

HE-Z795001によって加工されたHE-Z199002をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

種類	用途	注記
1型	一般用	調達品目表1による。
2型	国際平和協力活動用	調達品目表2による。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。ただし、通常、表1の種類の1型は、製品の呼び方を省略する。

例 トラッククレーン2型

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成

すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **規格**

J I S B 0 1 4 6 - 2	クレーン用語－第 2 部：移動式クレーン
J I S B 9 8 0 8	グリースガン
J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
J I S D 6 3 0 1	自走クレーンの構造性能基準
J I S D 8 2 0 1	自動車用タイヤゲージ
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板

b) **仕様書**

D S P K 5 2 1 8	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
D S P Z 1 0 0 5	燃料携行缶
G E - Z 4 2 1 0 1 8	粉末消火器
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
H E - Z 1 9 9 0 0 2	付加材，施設器材用
H E - Z 7 9 5 0 0 1	付加材 加工

c) **法令等**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）
クレーン等安全規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 4 号）
移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 1 3 5 号）
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 4 5 年防衛庁訓令第 1 号）
自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第 9 5 - 3 号）
装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）[陸幕装計第 6 2 号（3 0 . 2 . 2 6）]
取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）[陸幕情第 1 7 5 号（1 9 . 7 . 3 1）]
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防計装第 9 2 4 6 号（2 1 . 7 . 3 1）]

2 **一般的事項**

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 **製品に関する要求**

3.1 **品名及びカタログ製品名**

品名及びカタログ製品名は、調達品目表 1 及び 2 による。

3.2 **性能等**

性能等は、次によるほか、調達品目表 1 及び 2 による。**表 1**の種類の種類 2 型の細部は、承認図面による。

a) クレーンは、油圧クレーンとし、クレーン能力は、2 5 t 級とする。

- b) クレーンは、JIS D 6301，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”，“クレーン等安全規則”，“移動式クレーン構造規格”及び“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

3.3 外観

仕上げの程度は良好とし、きず、割れ、まくれ、さび、その他使用上の欠点があってはならない。

3.4 塗装

塗装は、調達品目表1及び2による。細部は、承認図面等による。

3.5 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、次による。

- a) クレーン本体に、NDS Z 8011に示す1種銘板及び2種銘板を、また、必要箇所に3種銘板を取り付ける。細部は、承認図面による。
- なお、操作、安全などに関する表示、標識などは、日本語又は英語によって表示する。
- b) 附属品箱及び予備品箱は、GLT-CG-Z000001の図2cの物品管理区分標識及び名称を表示し、蓋の内面に4種銘板を取り付ける。細部は、承認図面による。
- c) クレーン本体の前後面に、訓令に示す自動車番号標を取り付ける。
- d) クレーン本体に、“自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達”に基づき、陸上自衛隊標識を表示する。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 官給品

官給品は、表1の種類に示す2型の契約に限り官給し、細部は、調達品目表2による。

6.2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。細部は、承認図面による。

表2-附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	携行工具	一式	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
2	グリースガン	1	JIS B 9808のレバー式（チューブ形）、容量400 mL、長さ330 mmのゴム製マイクロホースとする。
3	タイヤゲージ	1	JIS D 8201の高圧用
4	点検用ハンドランプ	1	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
5	タイヤチェーン	4	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
6	スノータイヤ	4	ホイール付き冬季用タイヤ

表2-附属品（続き）

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
7	消火器	1	GE-Z421018の表1番号12に示す、ABC1.8kg・自動車用（銘板及び表示板は不要）
8	非常信号用具 （非常用信号灯）	1	国土交通省保安基準適合品、乾電池式（単3アルカリ乾電池）懐中電灯兼用ミニチュアバルブ（2.5V以上0.3A）肩掛けフック付きとする。
9	給油図（板）	1	—
10	敷板	一組	製造者が規定する仕様及び社内規格による。
11	附属品箱	1	鍵付きの箱とし、内部に適当な間仕切りを設け、番号1から4を収納可能な構造とする。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

6.3 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。細部は、承認図面による。

表3-予備品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	タイヤ	1	ホイール付き
2	電球 ^{b)}	一式	a) 前照灯用は、2個とする。 b) 前照灯用以外は、装着数の半数とする。ただし、10個を超える場合は、10個とし、装着数1個の場合は、1個とする。
3	グリスニップル		
4	ヒューズ		
5	Vベルト	1台分	—
6	予備品箱	1	鋼製で施錠可能とし、番号1を除き収納可能な構造とする。ただし、ヒューズボックスを別に設けている場合は、ヒューズを除く。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注 ^{b)} 灯火類がLEDを使用の場合は除く。			

6.4 承認用図面等

6.4.1 承認用図面及び色見本

契約の相手方は、契約後速やかにGLT-CG-Z000001の箇条6に基づき、3.2（調達品目表2を参照）、3.4、3.5 a）、3.5 b）、6.2、6.3、外観図及び主要諸元（カタログなどでもよい。）についての承認用図面3部及び3.4の色見本3部のほかに、承認願書だけ1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.4.2 加工用図面

表1の種類に示す2型の契約の相手方は、契約後速やかにHE-Z795001に使用する加工用図面2部を陸上自衛隊補給統制本部施設部に提出する。

6.5 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外申請のため、次に示す書類を契約後速やかに契約担当官等に提出する。

- a) 主要諸元表
- b) 外観四面図

- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要強度計算書
- f) 車体番号表

6.6 納入書類

6.6.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、クレーン1台ごとに表4の書類を添付する。

表4－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 (第1種)	1	
3	部品表 (第1種)	1	
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

6.6.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表5の書類を提出する。

表5－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料 (第1種)	1	
3	部品表 (第1種)	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	四方写し (前後左右)
5	試験成績書	1	製造者などの検査成績書に代えてもよい。
注 ^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注 ^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は、省略してもよい。			

6.7 保全

表1の種類に示す2型の契約の相手方は、HE-Z199002に関わる物件、文書、図画などの注意などに指定されたものの取扱いに当たっては、“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて (通達)” に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

6.8 情報保全

2型の契約の相手方は、HE-Z199002について保護すべき情報及びこの契約の履行に際し知り得た非公知の情報 (以下、“保護すべき情報など” という。) の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達)” における別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項” 及び添付資料“調達における情報セキュリティ基準” に基づき (保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)、適切に管理しなければならない。この際、特に、保護すべき情報などの取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知しなければならない。

- a) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- b) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査などを行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

6.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表 1

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年12月 7日
仕様書番号	GE-D380027Z		
1 調達品目			
品名	カタログ製品名 ^{a)}		
ラフテレーンクレーン	株式会社 加藤製作所 SR-250RfII 株式会社 タダノ GR-250N 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）		
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
2 性能等			
同等と判断する要求基準は、次による。			
a) 全長は、12.0 m以下とする。			
b) 全幅は、2.7 m以下とする。			
c) 全高は、3.8 m以下とする。			
d) 機関形式は、4サイクル・水冷式・ディーゼル機関とする。			
e) 走行性能は、登坂能力($\tan \theta$)0.53以上とする。			
f) 車両総質量は、27 t以下とする。			
g) 上部旋回体装置は、次による。			
1) 運転室は、次による。			
1.1) 非常信号灯及び消火器の取付具を取り付ける。			
1.2) 取扱い容易な場所に陸上自衛隊が保有する小銃に適合した小銃保持具を1個設ける。			
1.3) ハンドランプ用のコンセントを1個備える。			
1.4) 室内に、除湿機能付エアコンを備え、クーラは、11.3 MJ/h以上、ヒータは、5.43 MJ/h以上とする。			
2) 安全装置は、次による。			
2.1) 過負荷防止装置			
2.2) 過巻防止装置及び油圧安全弁			
2.3) 玉掛ワイヤ外れ止め			
2.4) 旋回ブレーキ及び旋回ロック装置			
2.5) 起伏シリンダ油圧ロック装置及び伸縮シリンダ油圧ロック装置			
3) 照明装置 24 V系の室内灯、作業灯及びブーム先端灯を備える。			
4) その他は、次による。			
4.1) 基本ブーム側方のリード線は、走行中樹木などによる破損を防止するための防護処置を施す。			
4.2) ワイヤロープの乱巻き及び脱落を防止するための監視装置を備える。			
h) 下部走行体装置は、次による。			

調達品目表 1 (続き)

1) 訓令に基づく照明装置のほか、管制用灯火は、次による。

番号	品名	数量	規格
1	運転灯	1	24 V-25 W
2	制動灯	2	24 V-6 W
3	尾灯	2	24 V-6 W
4	車幅灯	2	24 V-6 W

2) 安全装置は、次による。

2.1) 緊急かじ取り装置

2.2) スプリングロック装置又はサスペンションロック装置

2.3) ジャッキ油圧ロック装置

3) その他は、次による。

3.1) 下部走行体に、タイヤチェーン（4本）を収納できる鍵付きの収納箱を備える。

3.2) 下部走行体に、**DSP Z 1005**の燃料携行缶1個の取付具（燃料携行缶の取外しが容易なもの）を取り付ける。

i) クレーン性能は、次による。

1) つり荷走行能力は、前方つり（つり荷6 t以上）水平堅土上において、1.6 km/h以上で60 m以上走行可能とする。

2) 最大定格総荷重は、25 t×3.0 m以上（アウトリガ最大張り出し）12 t×3.0 m以上（アウトリガなし、停止時前方つり）とする。

3 塗装

塗装は、次による。

a) 塗装は、十分な防せい処理をし、下塗り塗装を行った後に上塗り塗装を行う。

b) 上塗り塗装は、クレーン車体（バンパを除く。）、ディスクホイール、附属品箱及び予備品箱を、**DSP K 5218**の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）又は無鉛で、かつ、**DSP K 5218**と同等以上の性能（OD色 7.5Y 3/1）を標準とし、2回塗り以上とする。

c) シヤシ（機関、排気管、消音器及びディスクホイールを除く。）及びバンパは、黒とし、契約の相手方の仕様によって塗装する。

d) ブーム伸縮部（ブーム伸長時に現れる部位）の塗色は、黒を標準とする。

e) 機関、排気管及び消音器は、契約の相手方の仕様によって塗装する。

f) 給油脂部は、赤表示とする。

調達品目表 2

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 4年12月 7日
仕様書番号	GE-D380027Z		
1 調達品目			
品名	カタログ製品名 ^{a)}		
ラフテレーンクレーン	株式会社 加藤製作所 SR-250RfII 株式会社 タダノ GR-250N 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）		
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
2 性能等			
同等と判断する要求基準は、次による。ただし、 図1 の対応によって生じる規定との誤差は、許容範囲と認め、細部は、承認図面による。			
a) 全長は、12.0 m以下とする。 b) 全幅は、2.7 m以下とする。 c) 全高は、3.8 m以下とする。 d) 機関形式は、4サイクル・水冷式・ディーゼル機関とする。 e) 走行性能は、登坂能力($\tan \theta$)0.53以上とする。 f) 車両総質量は、27 t以下とする。 g) 上部旋回体装置は、次による。			
1) 運転室は、次による。			
1.1) 非常信号灯及び消火器の取付具を取り付ける。 1.2) 取扱い容易な場所に陸上自衛隊が保有する小銃に適合した小銃保持具を1個設ける。 1.3) ハンドランプ用のコンセントを1個備える。 1.4) 室内に、除湿機能付エアコンを備え、クーラは、11.3 MJ/h以上、ヒータは、5.43 MJ/h以上とする。			
2) 安全装置は、次による。			
2.1) 過負荷防止装置 2.2) 過巻防止装置及び油圧安全弁 2.3) 玉掛ワイヤ外れ止め 2.4) 旋回ブレーキ及び旋回ロック装置 2.5) 起伏シリンダ油圧ロック装置及び伸縮シリンダ油圧ロック装置			
3) 照明装置 24 V系の室内灯、作業灯及びブーム先端灯を備える。			
4) その他は、次による。			
4.1) 基本ブーム側方のリード線は、走行中樹木などによる破損を防止するための防護処置を施す。 4.2) ワイヤロープの乱巻き及び脱落を防止するための監視装置を備える。			

調達品目表 2 (続き)

h) 下部走行体装置は、次による。

1) 訓令に基づく照明装置のほか、管制用灯火は、次による。

番号	品名	数量	規格
1	運転灯	1	24 V - 25 W
2	制動灯	2	24 V - 6 W
3	尾灯	2	24 V - 6 W
4	車幅灯	2	24 V - 6 W

2) 安全装置は、次による。

2.1) 緊急かじ取り装置

2.2) スプリングロック装置又はサスペンションロック装置

2.3) ジャッキ油圧ロック装置

3) その他は、次による。

3.1) 下部走行体に、タイヤチェーン（4本）を収納できる鍵付きの収納箱を備える。

3.2) 下部走行体に、**DSP Z 1005**の燃料携行缶1個の取付具（燃料携行缶の取外しが容易なもの）を取り付ける。

i) クレーン性能は、次による。

1) つり荷走行能力は、前方つり（つり荷6 t以上）水平堅土上において、1.6 km/h以上で60 m以上走行可能とする。

2) 最大定格総荷重は、25 t×3.0 m以上（アウトリガ最大張り出し）12 t×3.0 m以上（アウトリガなし、停止時前方つり）とする。

j) 国際平和協力活動用は、次による。

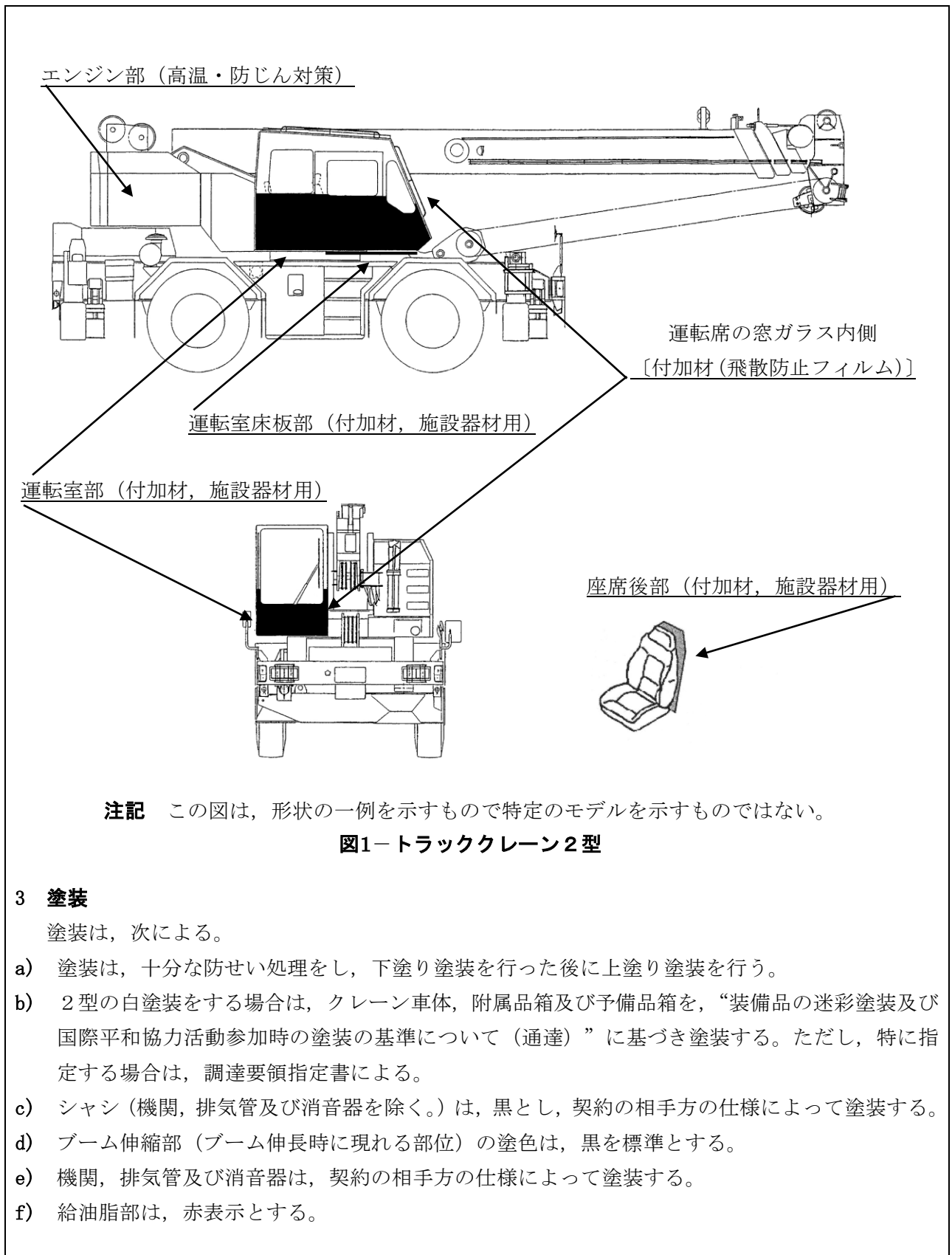
1) 付加材は、官給するほか次による。

1.1) 図1を基準とし、運転室部、床板部及び座席後部に、1.2.4に示した付加材を装着する。
この場合、取付方法は、製造者が規定する仕様による。ただし、加工された付加材は、容易に脱着可能でなければならない。

1.2) 運転室内の窓ガラス全面の内側に、付加材（飛散防止フィルム）を装着する。

2) 高温・防じんは、図1を基準とし、エンジン部（ラジエータ、エアクリーナ及び燃料系統）を、製造者が規定する海外仕様などに準じ、高温・防じんの処置を施す。

調達品目表 2 (続き)



調達品目表 2 (続き)

4 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

品名	数量	官給時期	官給場所	注記
付加材, 施設器材用	一式	申請後速やかに行う。	契約の相手方の工場とする。	1.2.4に示したも のとする。